

ジェノサイドと上官の責任

関東大震災朝鮮人虐殺のタブー！

摂政裕仁の責任をめぐる

前田朗 Ⅱ文

not by Maeda Akira

一．本稿の課題

関東大震災朝鮮人中国人虐殺（以下「関東ジェノサイド」）から一〇〇年目の本年、数多くの重要な著作と論文に接することができた。

本連載「差別とヘイトのない社会をめざして（15）」では、ジェノサイド概念の重要性を強調した。関東大震災虐殺をジェノサイドと特徴づけて、事件を国際的文脈で、国際法の視点から検証することによって、いったい何が見えて来るのか。今回はこの点について筆者の仮説を提示することを課題とする。

第一にジェノサイドと位置付けることによって、事件を評価する基準として国際法が浮上する。国内法（大日本帝国憲法、刑法、民法）ではなく、国際法の光を当てる。

第二に国際法とは、ジェノサイド条約や人道に対する罪の国際法を意味する。今日の国際人道法

であり、事件当時の言葉では戦時国際法と呼ばれた法体系である。

第三に国際法上の犯罪に関する国際刑法における「上官の責任の法理」を採用することができる。以上を通じて見えてくるのは、関東ジェノサイドにおける最大のタブー、すなわち摂政裕仁の責任問題である。虐殺の責任論を展開する場合、実行犯の責任に加えて、煽動犯の責任も重要である。民衆責任と国家責任が問われなければならない。この点は従来も検討されてきた。だが、上官の責任の法理を通じて、最高責任者であった摂政裕仁の責任について検証することが可能になる。

二．上官の責任の法理とは何か

上官の責任とは、ジェノサイドや人道に対する罪等について、自分の命令・監督の下にある軍隊が犯罪を行ったこと、適切な指導監督が欠如していたことを条件として、部下が犯罪を行っている

ことや、行おうとしていることを知っていたこと、又は犯罪が行われたのに、その防止や処罰のために必要な措置をとらなかつた場合、上官に責任を問う法理である。

上官の責任は国際法の理論であり、日本刑法では採用されていない。日本刑法にも「監督過失」といった類似の理論があるが、国際法とは無関係に、もっぱら国内法の必要に応じて構築された。上官の責任が故意を前提にしているのに、日本の監督過失は文字通り「過失」の理論である。そもそも日本ではジェノサイドや人道に対する罪は犯罪とされていない。

筆者は2002年の著書においてウィリアム・フエンリク論文とイリアス・パンテカス論文を参照して、国際法における上官の責任を論じた²⁾。

第一に山下奉文事件をはじめとする軍刑法の判例。パンテカスによると、第一次大戦後のライプチヒ裁判において、軍司令官に部下の犯罪につい

て責任を認めた。フェンリクによると、第二次大戦後の軍事裁判(山下事件、最高司令官事件、人質事件、マイヤー事件)で軍司令官の責任が問われた。

日本軍のフィリピン方面軍最高司令官だった山下奉文は、指揮下にある一部隊に部分的撤退を命じたが、命令に反して撤退が行われず、山下司令官が山岳地帯に孤立したため、他の司令官との情報伝達ができなかった。自分の部隊に大規模な犯罪の実行を許したため、自分の部隊への監督義務違反に問われた。

第二にジュネーブ諸条約第一選択議定書第86条2項。同条は軍司令官に自己の命令又は監督の下にある部隊に関して特別の義務を課している。

第三に旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷(ICTY)及びルワンダ国際刑事法廷(ICTR)の規程。ICTY規程第7条3項は軍司令官だけではなく、組織の上官に言及している。

第四にICTY及びICTRの判例。ICTY

のセレビッチ事件一審判決は、上官は軍人とは限らないと明言したので、その後軍人たる上官の責任と、軍人以外の上官の責任の双方が議論の対象となった。その他に初期のICTYではニコリッチ事件、フルンジャ事件、カラディッチ事件などで上官の責任の法理が採用された。

確認しておこう。

第一に上官の責任は国内法ではなく、国際法における法理であり、「中核犯罪」を念頭に形成された。中核犯罪とは、①ジェノサイド(集団殺害罪)、②人道に対する罪、③戦争犯罪、④侵略の罪を指す。国際刑事裁判所規程第5条は「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」と特徴づけている。

第二に上官の責任は近代刑法における行為責任の考え方に反していない。上官の地位についていたことが直ちに責任を生むのではなく、上官の行為責任を問う。部下の責任を肩代わりするのではない。結果責任や厳格責任でもない。

第三に上官の責任は責任形式としては個人責任の一種であり、団体責任を問うものではない。共犯や煽動とも区別される。

第四に上官の責任は主に不作為に基づいて生じる。部下の犯罪を防止する義務や、犯罪を行った部下を処罰する義務があるのに、この義務を果たすための措置をとらなかったことが根拠とされる。

日本でも上官の責任の法理に関心が集まったことがある。2000年12月に東京で「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」が開催された。この時の最大のテーマは昭和天皇裕仁の責任であった³⁾。

女性国際戦犯法廷規程第3条2項は上官の責任の規定を設けた。当時すでに1998年の国際刑事裁判所規程(ICC規程)第28条が制定されていたので、これに準じて第3条2項を定めた⁴⁾。

女性国際戦犯法廷判決は、第二次大戦後の軍刑法の実務、及び国際法廷としてはニュルンベルク・東京両裁判、さらには旧ユーゴスラヴィア国

* 1 前田朗「コリアン・ジェノサイドを考える——関東大震災朝鮮人虐殺一〇〇年を契機に」『人権と生活』56号(2023年)。さらに前田朗「日本植民地主義をいかに把握するか(1)——関東大震災朝鮮人虐殺を国際法から再考する」『さようなら！福沢諭吉』第15号(2023年)参照。

* 2 前田朗『ジェノサイド論』第4章「上官の責任の法理」(青木書店、2002年)。William J. Fenrick, Article 28. Responsibility of Commanders and Other Superiors, in: Otto Triffterer(ed), Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court, Nomos Verlagsgesellschaft, 1999. Ilias Bantekas, The Contemporary Law of Superior Responsibility, AJIL, Vol.93 No.3, July 1999.

* 3 The Women's International War Crimes Tribunal For the Trial of Japan's Military Sexual Slavery, Case No. PT-2000-1-T, JUDGEMENT, 4 December 2001 (Corrected: 31 January 2002). 女性国際戦犯法廷国際実行委員会編『日本軍性奴隷制を裁く「女性国際戦犯法廷」判決全文』(2001年)。判決第四部の「個人の刑事責任」の中で上官の責任について詳細な論及がなされている。VAWW NET-Japan編『女性国際戦犯法廷の全記録』(緑風出版、2002年)。判決の評論については Patricia Viseur Sellers and Indra Rosenthal, Rape, and Other Sexual Violence, in: Andrew Clapham, Paola Gaeta, Marco Sassolli(ed.), The 1949 Geneva Conventions, A Commentary, Oxford, 2018, p.343-368。パトリシア・セラーズ論文の紹介として、前田朗「女性国際戦犯法廷判決を想起する——闇を切り裂いた福妻の閃光はもう入ったか?」『ハウスマン通信』18・19号(2007年)。

* 4 前田朗「民衆法廷の思想」第3章「女性国際戦犯法廷」(現代人文社、2003年)参照。

際刑事法廷（ICTY）・ルワンダ国際刑事法廷（ICTR）の実務を詳細に検討した。その結果、「第五部 法的認定と判決」において、被告人とされた天皇裕仁が、当時、戦時強かんが行われた事実を知り、犯罪の防止や処罰のために上官の責任を果たすべきであったのに、これを行わなかったと認定した。

三．国際法廷の判例

1 上官の責任の諸要素

右で言及したフェンリク論文とバンテカス論文はいずれも1999年の論文である。本稿では最新の理論状況を知るために、欧州連合（EU）のプロジェクトである「国際刑事法と実務：研修資料」の「責任の様式——上官の責任」（以下「本資料」）を基に、上官の責任の法理の概要を提示したい⁵。本資料は①旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷（ICTY）、②ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、③クロアチア、④セルビア等の刑事法・判例における上官の責任の法理を列挙しているが、以下では①のICTYに関する部分を紹介する。本資料は冒頭で七つのポイントを列挙している。

- ① 個人責任と上官の責任の差異。
- ② 「実効支配（実質的な管理）」が法理の中心要素であること。
- ③ 軍隊の上官と民間の上官の間の上官の責任の差異。
- ④ 「必要かつ合理的な措置」の語句。
- ⑤ 国際刑事裁判所によって適用された因果関係

問題。

⑥ 上官の責任を証明するために要求された認識の二つの形式。

⑦ 推定的な認識をいかに証明するか。

本資料はICTY規程第7条3項を中心に検討する。上官の責任については三つの要素が必要となる。

第一に上官と犯罪実行犯の間に上官—部下関係が存在すること。

第二に被告人が、犯罪が行われようとしている、又は行われたことを知っていた、又は知る理由があったこと。

第三に被告人が、犯罪を防止するため、又は犯罪実行犯を処罰するために、必要かつ合理的な措置をとらなかったこと。

2 個人責任と上官の責任

本資料によると、個人責任と上官の責任は異なるカテゴリーである。個人責任は個人が自ら行った犯罪について問われる。共同実行、教唆・煽動、計画、命令等も含まれる。

上官の責任は、上官が部下による犯罪の実行を防止も処罰もしなかった場合に生じる。指揮官がその犯罪を実行したことではなく、犯罪を実行した部下との関係での不作為について責任を問われる。

3 上官—部下関係

上官—部下関係は、上官と部下の間の階層的関

係によって特徴づけられる。法律上又は事実上の権威を有するか否かによって決まる。形式だけで決まるのではなく、実際に法律上又は事実上の支配（管理）を有していたかによって決まる。

上官が犯罪実行犯に対して実効支配（実質的な管理）を有していたことが証明されなければならぬ。実効支配とは、犯罪実行を防止又は処罰する実際の可能性である。上官は実効支配を有していたのに、上官の責任を行使しなかったことが問題となる。もし二人以上の上官が実効支配を有した場合、いずれも刑事責任を問われる。他の者も実行支配を有していたという抗弁は法的に認められない。実効支配と実質的影響力は異なる。実質的影響力があつたと言うだけでは責任を問われない。

本資料は実効支配の例を列挙している。

- ① 公式の手続きによって上官に任命された。
- ② 命令を発し、規律行為をする上官の権限があった。
- ③ 犯罪に関与した集団・部隊のメンバーが被告人に報告していたことの証明。
- ④ 実行犯への資金や給与を統制していた。
- ⑤ その上官がいない時よりも、いた時の方が、部下たちが規律に良く従っていた事実。
- ⑥ 適切な措置をとるために当局に報告を提出する能力。
- ⑦ 被告人が命令を発したのみならず、部下たちがその命令に従っていた事実。

ICTYは、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ軍の指揮官のデリッチ事件において、外国人部隊に対して実効支配を有したことを、次の諸点を考慮して認定した。

- ① 外国人部隊をボスニア・ヘルツェゴヴィナ軍に統合する命令。
- ② 外国人部隊がボスニア・ヘルツェゴヴィナ軍の作戦行動に参加した。
- ③ 外国人部隊が、捕虜収容についてボスニア・ヘルツェゴヴィナ軍の手續きに従った。
- ④ 外国人部隊の兵員徴集手續き。
- ⑤ ボスニア・ヘルツェゴヴィナ軍と外国人部隊の相互協力。
- ⑥ 外国人部隊の報告手續き。
- ⑦ 外国人部隊メンバーを捜査・処罰する可能性。
- ⑧ ボスニア・ヘルツェゴヴィナ軍による外国人部隊メンバー任命。
- ⑨ 外国人部隊の解散。

4 知っていた又は知る理由があった

本資料によると上官の責任には二つの認識形式がある。

第一に現実の認識——部下がまさに犯罪を実行

しようとしている、又は実行したことを実際に知っていたことが、直接証拠又は状況証拠により証明される必要がある。

第二に推定的な認識——上官が、部下が犯罪を

行う危険性があることに気づくような情報を持っていたか、そうした犯罪が行われようとしている、又は犯罪が行われたことを確認するために追加調査が必要であると警告する情報を持っていたか。

「知る理由」があったというのは推定的認識であり、直接証拠又は状況証拠によつて認定できる。

部下が違法行為をするかもしれないという一般的情報を有していれば、「知る理由」があった。部下による犯罪の詳細を知っていたことは必要ない。「知る理由」であるから、上官が実際に知っていたことは必要ない。部下による犯罪があったかもしれないので、追加の捜査が必要だと示す情報を持つていれば十分である。

ICTY及びICTRの判例では例えば次のような諸要素が考慮された。

- ① 違法行為の回数、タイプ、広がり。
- ② 違法行為が生じた時間。
- ③ 関与した部隊の数とタイプ。
- ④ 行為がなされた地理的位置、広範に及ぶ犯罪

発生。

- ⑤ 作戦の戦術的速度。
- ⑥ 同様の違法行為がなされた状況。
- ⑦ 違法行為に関与した部隊員。
- ⑧ 当時、指揮官がいた場所。
- ⑨ 部下、第三者の目撃者の発言、外国政治家の発言。
- ⑩ 大規模犯罪に関する国際報道及び国内報道。
- ⑪ 以前行われた同様の犯罪。

5 防止又は処罰の失敗

上官は部下の犯罪を防止又は処罰するために必要かつ合理的な措置をとることに失敗したのでなければならぬ。

必要な措置とは、上官が真に防止し処罰しようとする義務を果たすのに適切な措置である。合理的な措置とは、上官の実際の権限内にある合理的な責任である。上官に要求されるのは、その権限内の措置である。

上官の防止する義務は、犯罪が行われている、又は行われようとしていると認識する、又はそう疑うべき合理的理由があった時に生じる。それゆえ上官が知り、又は知る理由があれば、上官には、

* 5 International Criminal Law & Practice: Training Materials. Modes of Liability: Superior Responsibility, Supporting the Transfer of Knowledge and Materials of War Crimes from ICTY to National Jurisdiction, funded by the European Union. Developed by International Criminal Law Services.

* 6 上官の責任に関する最近の研究として、横濱和弥「国際刑法における上官責任と国内法化」(慶應義塾大学出版会、2021年)、木原正樹『国際犯罪の指導者処罰』(法律文化社、2021年)参照。ICC規程の解釈をめぐる最近の研究として、Miles Jackson, Causation and the Legal Character of Command Responsibility after Bemba at the International Criminal Court, Journal of International Criminal Justice, Volume 20, Issue 2, 2022.

犯罪の発生を防止する義務がある。防止する義務は、部下の犯罪実行前などの時点にも存在する。

上官の処罰する義務は、部下による犯罪の実行に合理的疑いがある場合に生じる。上官は適切な制裁を命じ、又は執行しなければならぬ。まだそうすることができない場合は、上官は少なくとも捜査し、事実を確認しなければならぬ。自分で処罰しない場合は、しかるべき担当者さらに捜査を行うよう報告しなければならぬ。

第二次大戦後に行われた軍事法廷では上官の義務違反が次の点を基に検討された。

① 軍隊の活動が国際法に合致して実施されたことの報告を行う。

② 関連する実行が戦争法規に合致するように命令を発する。

③ 犯罪行為に抗議し、批判する。

④ 部隊による虐殺実行を防止する規律措置を講じる。

⑤ 犯罪が行われようとしているのを捜査する。

6 因果関係は不必要

本資料によると、上官の責任について因果関係は必要条件ではない。それゆえ上官の失敗によつてその犯罪実行が惹起されたことは必要ない。

四・ 国際刑事裁判所規程第28条

本資料は国際刑事裁判所（ICC）規程第28条の上官の責任にも言及している。

ICTY規程やICTR規程は三つの要素を掲げたが、ICC規程第28条は四つの要素を列挙している。軍の指揮官の上官の責任は次のように定式化された。

第一に被告人は法律上の軍の指揮官又は実質的に軍の指揮官であつて、中核犯罪を実行した部下に対して、実質的な指揮及び管理を有していた。

第二に被告人は、部下が犯罪を行っている、又は行おうとしていることを、知っていたか、又はその時における状況によつて知つておくべきであつた。

第三に被告人は、その犯罪の実行を防止し、若しくは抑止し、又は捜査及び訴追のために事案を権限のある当局に付託するため、自己の権限の範囲内ですべての必要かつ合理的な措置をとることをしなかつた。

第四に自分の指揮の下で、被告人が適切な管理に失敗したがゆえに犯罪が行われた。

ICTYやICTRと異なり、ICC規程では因果関係が必要とされる。上官が犯罪の防止に失敗した場合に、因果関係論が適用される。この場合、上官の行為の失敗がその犯罪実行の危険性を増大させたのでなければならぬ。

ICC規程第28条には二つの不作為が書き込まれている。一つは被告人が適切な管理に失敗したことであり、もう一つは犯罪防止・抑止・捜査・訴追のために付託する「必要かつ合理的な措置」をとらなかつたことである。二つの不作為が明記

されているため、法解釈に際して、この二つがどのような関係にあるのか混乱が生じた。ICCのジャン・ベンバ・ゴンボ事件一審判決において、二つの不作為は別個独立の要素であるとする解釈と、両者は同じことを指しているとする解釈に分かれた。

五・ 関東ジェノサイドと上官の責任

1 国内法と国際法

関東ジェノサイドをめぐる議論には膨大な蓄積がある。本年は事件から一〇〇年の節目であつたため、さらに多くの研究が公表された。

ただ関東地方において起きた事件であり、加害者たる虐殺実行犯は日本人であり、被害者の大部分を占める朝鮮人は1910年の韓国併合以後は「大日本帝国臣民」とされていた。

東京都大島町において殺害された中国人は外国人であり、中華民国国民であつた。外交問題に発展する恐れがあり、日本政府は中国人被害者の調査を行った。中国との間で被害補償交渉のための資料を作成したが、実際には被害補償は行わなかつた。

事件をジェノサイドとして位置づけることによつて、事件を評価する基準は国内法ではなく、国際法が重要な基準となる。中核犯罪とされるジェノサイドは「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」である。

1994年のルワンダ・ジェノサイドはルワン

ダ国内で発生し、加害者も被害者ともにルワンダ人であったが、国連安保理事会決議に基づいてICTRが設置され、国際刑法に従って数多くの裁判が実施された。同様にカンボジア特別法廷、東ティモール特別法廷、シエラレオネ特別法廷も、一国内における事件を国際法の下で裁いた。

関東ジェノサイドについて国際人道法と国際刑法に照らして評価する作業を行う必要がある。国際人道法は「戦争法規慣例」に発し、戦時国際法と呼ばれた法体系である。ハーグ陸戦規則、及びジュネーブ諸条約を中心に形成され、1980年代以後は国際人道法と命名された。

国際刑法はイスタンブール裁判、ニュルンベルク・東京裁判、ICTY及びICTRを経て、今日では国際刑事裁判所(ICC)において、具体的な被告人の刑事責任を問うための刑法・刑事訴訟法・裁判所法の体系ができ上がっている。

国際人道法と国際刑法において上官の責任の法理が確立している。関東ジェノサイドについても、国際人道法の視点を意識した議論を行ってみる必要がある。

とはいえ一〇〇年前の事件について刑事裁判を

開廷することができるわけではない。ここで試みるのは、国際人道法に照らして関東ジェノサイドはどのように評価される事態であったのかを検討することである。

ジェノサイドという概念は1944年に刑法学者ラファエル・レムキンがつくった新しい用語である。ジェノサイド条約は1948年に採択された。国際法廷において初めてジェノサイドを適用したのは、1998年のICTYのアカイエス事件一審判決である。

しかし、国際社会ではジェノサイド条約以前の歴史的出来事についてジェノサイドであったか否かを論じてきた。

第一に1930〜40年代のナチスドイツによるユダヤ人虐殺・迫害がジェノサイドであったことは国際常識である。

第二に1915〜18年のオスマントルコによるアルメニア人虐殺・迫害も、もともと著名なジェノサイドとされている。

第三に2021年、ドイツ政府はナミビアにおけるヘレロ人に対する虐殺・迫害が「現在の言葉ではジェノサイドであった」と認めた。ドイツの

植民地ナミビアで1905年に起きた虐殺・迫害である。

第四に1894年以来一〇〇年以上続いた先住民の子どもの寄宿舎強制収容、そこにおける虐待が社会問題となり、カナダ政府は2008年に真実和解委員会を設置した。2017年、真実和解委員会は同化政策が文化ジェノサイドであったと結論付けた。

2 ジェノサイドの行為主体

関東ジェノサイドにおける虐殺がどのようにされたのか。流言、戒厳令、警察によるデマ流布の実際については各地で詳細な研究が続いている¹⁰。

ジェノサイドの視点で事件を見ると、第一に殺害等の実行(ジェノサイド条約第2条)、第二にジェノサイドの煽動(ジェノサイド条約第3条(c))、第三にジェノサイドの共犯(ジェノサイド条約第3条(e))に分けて検討することになる。さらに第四に隠蔽行為(死体損壊罪、報道統制)に始まるジェノサイドの否定(ホロコースト否定)は、現在の歴史修正主義につながっている。

7 ベンバ事件一審判決について、前田明『ヘイト・スピーチ法研究原論』第3章第2節 裁かれた戦時性暴力(三一書房、2019年)参照。ジャン・ベンバは一審で有罪を言い渡されたが、控訴審で逆転無罪となった。

8 研究史について、田中正敬『関東大震災(一〇〇年)と朝鮮人虐殺研究』『歴史評論』881号(2023年)参照。

9 戦時国際法について、前田明『民衆法廷の思想』第4章 戦争犯罪法と日本(現代人文社、2003年)参照。

10 関原正裕『関東大震災朝鮮人虐殺の真相』(新日本出版社、2023年)、郭基煥『災害と外国人犯罪流言——関東大震災から東日本大震災まで』(松籟社、2023年)、佐藤冬樹『関東大震災と民衆犯罪』(筑摩書房、2023年)、後藤周『それは丘の上から始まった——1923年横浜の朝鮮人・中国人虐殺』(ころから、2023年)等。

る¹¹。ここでは最低限の論点を確認して、今後の研究課題としたい。

第一に殺害等は、①民衆（自警団等）、②警察、③軍隊によって実行された。9月1日の大地震後、9月2日から東京、千葉、神奈川、埼玉、群馬など各地で朝鮮人、中国人が殺害された。ジェノサイドは単なる殺人行為ではなく、「国民的、人種的、民族的又は宗教的集団を全部又は一部破壊する意図をもつて行われた」殺害等である。関東ジェノサイドの加害者は、朝鮮人、中国人であるがゆえに被害者を選定し、その抹殺を意図した。

第二にジェノサイドの煽動を見ておく必要がある。ジェノサイド条約第3条（C）は「ジェノサイドの直接かつ公然の煽動」を犯罪としている。煽動とは公衆に、つまり不特定多数の者に犯罪をおおることである。街頭演説や新聞記事やTV番組でのスピーチなど多様な方法で実行される。関東ジェノサイドの煽動は、①民衆（自警団等）、②警察、③軍隊によって実行されたと言えよう。恐怖心かられた民衆が相互に煽動し合った。警察は路上で朝鮮人の脅威を触れ回り、張り紙をして恐怖心をあおった。軍隊は自ら朝鮮人を殺害して、民衆に「模範」を示した。

政府が9月2日に出した戒厳令によって「朝鮮人暴動」が印象付けられ、陸軍による朝鮮人殺害と相まって、民衆に朝鮮人殺害を煽る結果となった¹²。

9月2日、政府は緊急勅令による戒厳を宣告し

た。翌3日、戒厳地境を東京府・神奈川県全域に拡大し、関東戒厳司令部を特設した。軍事参議官大将福田雅太郎が関東戒厳司令官に任命された。この戒厳は行政戒厳と理解されている。

9月3日午前8時の内務省警保局長より各地方長官あての打電「東京附近の震災を利用し、朝鮮人は各地に放火し、不逞の目的を遂行せんとし、現に東京市内に於て爆弾を所持し、石油を注ぎて放火するものあり」も、全国に自警団を組織させ、民衆の恐怖と排外主義を煽った。

なお国家責任を論じる場合、「官懲」といった用語を用いることが多い。その際ややもすると殺害行為を実行した軍人と、軍首脳部の区別があいまいになる恐れがある。慎斎宇が「そもそも陸軍首脳は末端で弾圧をする側ではなく、常に統制する側であり、そういう立場としての理論・制度のなかを生きている」と指摘しているように、軍首脳部の独自の責任を明瞭に浮かび上がらせる必要がある¹³。この点は上官の責任の法理につながる。第三にジェノサイドの共犯である。ジェノサイド条約第3条（e）は「共犯」とだけ規定する。国際刑事裁判所規程第25条3項（a）は共同正犯、（b）は命令、教唆、勧誘、（c）はほう助、唆し、援助を定める。ジェノサイドの共同実行者は共同正犯である。教唆は煽動とは異なり、特定の者に犯罪を唆すことである。幫助・従犯は犯罪の実行行為そのものを行わなくても、実行行為を容易にするために手伝えば、これにあたる。犯罪実行者

に武器を供与する行為や、現場で加勢する声援をすることも当たることがある。関東ジェノサイドでは、恐怖心かられた民衆が殺害行為に出た際に凶器を提供したり、歓声をあげて犯罪実行を支援した例が多いと思われる。

従来、虐殺行為に出た自警団等の民衆の責任と、民衆を煽動して虐殺行為に押しやった警察や軍隊などの国家責任が議論されてきた¹⁴。殺人、傷害致死、騒擾などの国内刑法の犯罪を念頭に置いた議論である。国際法上のジェノサイドの視点で論じて、民衆責任と国家責任をさらに解明する必要がある。

3 摂政裕仁の責任を考える

関東ジェノサイドについて、なぜか、時の最高権力者の責任を問うことは控えられてきた。時の最高権力者とは摂政裕仁である。

大日本帝国憲法第17条1項は「摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル」とし、2項は「摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ」としていた。

1921年11月25日から1926年12月25日まで、大正天皇の身体の疾患を理由に、皇太子裕仁が摂政を務めた。関東大震災時、摂政裕仁が天皇大権を持った最高権力者であった。

大日本帝国憲法第1条は「万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とし、第3条は「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」としていた。天皇は統治権、立法権、司法権に加えて、第11条で「天皇ハ陸海軍ヲ統帥

ス」とされ、あらゆる権限を手にするとともに、一切の責任を負わない立場にいた。それは国内法の理屈に過ぎない。

国際法においては、国家の最高権力者といえども責任を問われる局面が生じる。国際人道法や国際刑法においては、最高権力者の犯罪を裁くことが想定されてきた。第一次大戦後のヴェルサイユ条約ではドイツ皇帝ヴィルヘルム二世の犯罪を裁く法廷を設置することが決められた。この時、日本国は国家元首を裁くことに賛成しただけでなく、日本国が裁判官になると決定した(裁判は実施されなかった)。

第二次大戦後のニルンベルク・東京裁判においても最高権力者の犯罪を裁くことが予定された。極東国際軍事裁判憲章第6条は「何時タルトヲ問ハズ被告人ガ保有セル公務上ノ地位、若ハ被告人ガ自己ノ政府又ハ上司ノ命令ニ従ヒ行動セル事実ハ、何レモ夫レ自体右被告人ヲシテ其ノ起訴セラレタル犯罪ニ対スル責任ヲ免レシムルニ足ラザルモノトス」として、その地位にかかわらず刑事責任を問うことができる」と明言した。

ジェノサイド条約第4条は「ジェノサイド又は第3条に列挙された他の行為のいずれかを犯した者は、憲法上の責任のある統治者であるか、公務

員であるか又は私人であるかを問わず、処罰する」としている。

ICC規程第27条1項は、元首や政府の長などの公的資格による区別を否定し、すべての者を裁くことができるとしている。ロシア・ウクライナ戦争に関連して、国際刑事裁判所がプーチン・ロシア大統領に逮捕状を発布したことは記憶に新しい。

それゆえ摂政裕仁にはどのような法的義務があり、どのようにしてその責任を問いつけるのかを検討することが可能である。法的義務や法的責任がない場合にも、道義的責任はないのかと問いつけるだろう。

事件はジェノサイドであり、関東一円で発生した。犠牲者数は不明だが、ある調査によれば六〇〇〇名を超える。最も多くの犠牲を出したのではないかとされる神奈川県では、残された資料が少なく、犠牲者数の算定も難しかった。それにもかかわらず六〇〇〇〇名の犠牲が確認ないし推定されたということは、実際にははるかに多い数の犠牲があつた可能性がある。

国内法上、行政・立法・司法の三権は最終的には天皇の権限であるが、治安や災害対策等の行政の法的責任は内閣にある。内閣は摂政裕仁に報告

義務があり、天皇の指示等があれば応答義務がある。

軍事については、統帥権は天皇にあるが、陸海軍の最高責任者が天皇に服属する。

戒厳令の下では戒厳司令官が指定されたので、国内法上の責任者は福田関東戒厳司令官となる。それは摂政裕仁の下での責任者という意味である。戒厳軍によって犯罪が行われれば、直属の上官、さらには関東戒厳司令官に上官の責任を論じることがとなる。

戒厳司令官は摂政裕仁に報告すべき地位となる。国内法上は摂政裕仁の責任は問われない。国際法上は摂政裕仁についても責任を論じる余地が生じる。

戒厳令について、従来、水野錬太郎内相と赤池濃警視總監に焦点が当てられてきた。最高責任者としての摂政裕仁にも焦点を当てる必要がある。戒厳令発布に至る過程は次の五段階に分けることができるだろう¹⁵⁾。

第一に9月2日午前9時、閣議が開催され、非常徴発令と臨時震災救護事務局の設置を決定した。この時点で政府首脳は戒厳令の適用に慎重だった。第二に枢密院会議を開催できないため、浜尾新枢密院副議長や伊東巳代治枢密顧問官を訪問して、

*11 前田朗『ヘイト・スピーチ法研究要綱』第九章 ホロコースト否定犯罪を考える(二一書房、2021年)。

*12 大江志乃夫『戒厳令』(岩波新書、1978年)、松尾章一『関東大震災と戒厳令』(吉川弘文館、2003年)参照。

*13 慎蒼宇『軍隊による朝鮮人虐殺』『歴史評論』881号(2023年)。

*14 山田昭次『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後——虐殺の国家責任と民衆責任』(創史社、2011年)。

個別に了解をとりつけた。

第三に内田康哉臨時首相と水野内相が摂政裕仁に拝謁し、12時頃、非常徴発令と臨時震災救護事務局の設置につき裁可を得た。

第四に官邸に戻った内田臨時首相は戒厳令の必要性を力説して、閣議決定した。

第五に内田臨時首相は再び摂政裕仁に拝謁し、12時45分頃、戒厳令の適用について裁可を得た。その後、午後4時に山本権兵衛の組閣が完了して、山本内閣が成立した。

午前の閣議では戒厳令の適用に慎重だったのに、昼の閣議では戒厳令を閣議決定した。一回目の拝謁の際に摂政裕仁が戒厳令を誘導又は容認していなければ、この経過は理解できない。摂政裕仁の意思を踏まえて、内田臨時首相が昼の閣議で閣僚らを説得したと考えるのが合理的である。

戒厳令一つをとっても摂政裕仁の介入の可能性が強く疑われるが、それだけで摂政裕仁の責任を論じることができるわけではない。上官の責任の法理の判断基準に照らして総合的に検討する必要がある。

第一に「上官―部下関係」要件である。行政権については内閣、統帥権については陸海軍の最高責任者（参謀総長、軍令部長）、戒厳令の下では関東戒厳司令官らが摂政裕仁の直接の部下である。いずれも上官―部下関係があることは言を俟たない。

第二に「知っていた又は知る理由があった」要

件である。発生前に虐殺事件を予見することは困難であり、同時進行で知っていたことを示す証拠もないであろう。摂政裕仁は虐殺事件について、いつ、いかなる情報を手にしたであろうか。内閣又は戒厳司令官からの報告が的確になされたか否かを確認する必要がある。

9月2日の戒厳令は朝鮮人暴動を理由とした。朝鮮人暴動の事実がなかったことは内閣も戒厳司令官も早期に知ることになった。誤った情報に基づいて戒厳令を出したのであるから速やかに摂政裕仁に報告し、訂正する必要がある。

摂政裕仁は戒厳令の基になった情報に誤りがあったことを、いつ、どのように知ったであろうか。正確な報告をするように指示したであろうか。誤情報について責任を追及したであろうか。誤情報に基づく戒厳令と虐殺事件の関係について問いただしたであろうか。

また12月14日、衆議院で田淵豊吉議員が「千人以上の人が殺された大事件を不問に付して宜しいのであるか」と質問した。翌15日、永井龍太郎議員が虐殺について内務省打電に言及しつつ真相解明を求めた。摂政裕仁には政府や軍部に真相解明を命じ、報告させる義務があったのではないか。

「神奈川方面警備部隊法務部日誌」によると、9月3日、陸軍法務官鈴木忠純は関東戒厳神奈川警備隊司令部要員及び第一師団軍法会議検察官を拝命し、その日のうちに横浜に赴き、翌日から調査を開始した。連日、朝鮮人虐殺の現地調査を突

施した。二カ月余りの調査において、鈴木法務官は神奈川県知事、横浜市長、東京控訴院検事、横浜地裁裁判所長、関東戒厳司令官、陸軍省法務局長、秩父宮殿下らと緊密に面会している。9月19日、鈴木法務官は「犯罪容疑者処理報告書」を陸軍法務局長、関東戒厳司令官附湯原事務官、山田第一師団軍法会議検察官に提出した。これを受けて9月21日、侍従武官陸軍歩兵少佐大島陸太郎がわざわざ出向いて、鈴木法務官に面会し「聖旨ノ伝達」をした¹⁶。

「聖旨」とは摂政裕仁の指令を意味するのである。侍従武官を派遣して、聖旨を伝えるという異例の措置である。戒厳令の下、摂政裕仁に情報を集約し、かつ摂政裕仁から指令が伝達されたことがわかる。9月22日、鈴木法務官は横浜地裁次席検事、東京控訴院検事、司令部附陸軍歩兵大尉、憲兵長らと「朝鮮人犯罪捜査二関スル件二付長時間打合ヲ為シタリ」と記録されている。その上で9月24日、鈴木法務官は再び「犯罪容疑者処理報告書」を陸軍法務局長、関東戒厳司令官附湯原事務官、山田第一師団軍法会議検察官に提出した。9月19日に提出したにもかかわらず、「聖旨」を受けて書き替えた報告書を提出したと考えられる。その後も鈴木法務官は報告書を作成・提出したが、9月30日には「朝鮮人二対スル内地人迫害二千スル件及犯罪容疑者報告」を提出した。

調査が一段落した10月10日に「摂政宮殿下横浜横須賀震災状況御視察ノ為来浜セラレ、司令官

から状況報告を聴取した。

以上のことから、摂政裕仁について上官の責任を論じることが可能であり、事実関係をより詳細に検討する必要があることが判明する。

第三に「防止又は処罰の失敗」要件である。9月1日の地震発生に続いて、翌2日以後に各地で虐殺が始まったので、防止する義務を論じることが難しいだろう。摂政裕仁には処罰する義務があったのではないだろうか。警察による虐殺については内相に、軍隊による虐殺については陸海軍の最高責任者に、戒厳軍については関東戒厳司令官に、事案に関する捜査を指示・要請し、犯行者の処罰を実施させるための措置をとる義務があっただろう。その義務を果たすために合理的な措置を取ったか否かを検証する必要がある。

現に裕仁は後に天皇に就任し、二・二六事件(1936年)に際して天皇の権限を行使して、クーデタを鎮圧させ、軍法会議による処罰を実現させた。自らの権限を知り、現に行使したのである。

4 今後の課題

関東大震災朝鮮人虐殺をジェノサイドとして把握することにより、事件を国際法に照らして検証すれば、摂政裕仁について上官の責任の法理を適用でき

る。本稿では上官の責任の法理を適用する場合に検討するべき主な論点を確認したにとどまる。

今後は、指揮命令系統をより詳細に確認し、どのような情報がいづ、どのように摂政裕仁に報告されたかを検証することになる。摂政裕仁がどのような対応をしたか。自らの義務を果たすために合理的な措置をとったか否か。歴史的事実をいねいに確認することによって摂政裕仁の犯罪が解明されるだろう。

(マエダ・アキラ、朝鮮大学校講師)

*15 土田宏成「関東大震災の政治と外交」『歴史評論』881号(2023年)。

*16 姜徳相・山本すみ子編『神奈川県関東大震災関係資料』(三書房、2023年)。本書により、法務官が神奈川県横浜で虐殺被害調査をしたことが明らかになった。戒厳令下、東京北部・東京南部・神奈川(横浜)・小田原の四地区のうち神奈川(横浜)で調査がなされたことから、他の三地区でも調査が行われた可能性が高い。日本政府は虐殺被害調査をせずに隠蔽したのではない。逆に速やかに調査して凄惨な被害事実を把握したからこそ徹底的に隠蔽したのである。

国内旅行も中外旅行社をご利用下さい!

個人旅行・家族旅行・少人数グループ旅行

JR・飛行機+ホテル・宿 フリープラン承ります

個人・家族・グループ・学校・企業など
あらゆる旅行の手配、ご相談ください。

株式会社 中外旅行社



観光庁長官登録旅行業第282号 JATA 正会員
〒110-0005 東京都台東区上野7-2-6 (上野駅浅草口より徒歩1分)
TEL 03-3842-6380 / FAX 03-3842-6381
<https://www.chugai-trv.co.jp/>

HP 随時更新しております!